

地方自治法の一部を改正する法律

(平成一八年六月七日法律第五三号)

一、提案理由(平成一八年四月二〇日・衆議院総務委員会)

竹中国務大臣 地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、地方制度調査会の答申を踏まえ、地方公共団体の自主性・自律性の拡大等のため、所要の措置を講ずるものです。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、副知事及び助役制度の見直しに関する事項であります。

市町村の助役にかえて、市町村に副市町村長を置くこととし、副知事及び副市町村長の職務として、普通地方公共団体の長の命を受け、政策及び企画をつかさどること並びに長の権限に属する事務の一部について、委任を受け、事務を執行することを追加することとしております。

第二は、出納長及び収入役制度の見直しに関する事項であります。

出納長及び収入役を廃止し、一般職の会計管理者を置くこととしております。

第三は、監査委員制度の見直しに関する事項であります。

識見を有する者から選任する監査委員の数を、条例で増加することができるようにするものであります。

第四は、財務に関する制度の見直しに関する事項であります。

クレジットカードによる地方公共団体への使用料等の納付の方法を定めるとともに、行政財産の貸し付けまたは私権の設定ができる場合を拡大するほか、国債等の有価証券の信託の規定を設けることとしております。

第五は、長または議長の全国的連合組織に対する情報提供制度の創設に関する事項であります。

各大臣は、地方公共団体に対し新たに事務または負担を義務づけると認められる施策の立案をしようとする場合には、地方公共団体の長または議会の議長の全国的連合組織が内閣に対して意見を申し出ることができるよう、連合組織に施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずることとしております。

第六は、議会制度の充実に関する事項であります。

学識経験を有する者等の専門的知見の活用や議長の臨時会の招集請求に関する規定を設けるほか、議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止するとともに、委員会の議案提出権を認めることとしております。

このほか、中核市の指定に係る面積要件の廃止その他所要の規定の整備を図ることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告（平成一八年五月一日）

中谷元君 ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地方制度調査会の答申を踏まえ、地方公共団体の自主性、自律性の拡大等のため、副知事及び助役制度並びに出納長及び収入役制度の見直し、財務に関する制度の見直し等の措置を講ずるとともに、議員の複数の常任委員会への所属制限の廃止等議会制度の充実を図り、あわせて中核市の指定要件の緩和、長または議長の全国的連合組織に対する情報提供制度の創設等の措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

本案は、去る四月十九日日本委員会に付託され、同月二十日竹中総務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。同月二十五日及び五月九日質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一八年五月九日）

政府は、本法施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

一 国の個別法令による地方公共団体の事務の義務付けや事務事業の執行方法・執行体制に対する枠付けと関与が地方分権の進展と地方行財政の効率的執行を阻害する傾向があることにかんがみ、政府は、地方公共団体の自主性・自律性を高める観点から、法令の点検を鋭意推進し、適切な見直しに努めるとともに、新たな法令の制定に当たっては、極力このような義務付け等を縮小すること。

特に自治事務については、原則として、国は制度の大枠を定めることに留め、地方公共団体が企画立案から管理執行に至るまで条例等により行うことができるようにすること。

二 地方議会の機能の充実強化を図るため、議決事件の拡大、調査権・監視権の強化、議会の内部組織権の拡充、議会の独立性の確保のため必要な議長権限の付与等について、引き続き検討を行うこと。

三 行政委員会制度については、地方の自主性・自律性を拡大するため、必置規定の見直し、組織・運営の弾力化等について、地方公共団体の実態を十分に踏まえ、引き続き検討を行うこと。

四 住民投票制度については、対象とすべき事項、長や議会の権限との関係、投票結果の拘束力の在り方等について、引き続き検討を行うこと。

三、参議院総務委員長報告（平成一八年五月三一日）

世耕弘成君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方分権の推進に資するとともに地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申にのっとり、副知事及び助役制度並びに出納長及び収入役制度を見直し、長又は議長の全国的連合組織に対する情報提供制度を創設するとともに、議長の臨時会の招集請求に関する規定を設ける等議会制度の充実を図り、併せて中核市の指定要件の緩和等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、地方の自主性、自律性の一層の拡大、専門家の調査の活用、議会事務局の充実等地方議会の強化、市町村合併の実績評価と今後の取組、地方六団体に対する情報提供制度の適切な運用、地方交付税の在り方等地方財政改革をめぐる総務大臣の認識、出納長・収入役制度の廃止の是非等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川春子委員より、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し六項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一八年五月三〇日）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 地方分権を着実に推進するためには、事務・権限の移譲の推進、国の個別法令・制度における地方の自由度の拡大、並びに地方税財政制度の改革が重要な課題となっていることから、これらについて具体的に推進するための方策について検討すること。
- 二 地方公共団体の自主性・自律性を高める観点から、国の法令による地方公共団体の事務の義務付け、事務事業の執行方法・執行体制に対する枠付け及び関与について点検し、適切な見直しを進めるとともに、今後制定する法令については、極力このような義務付け等を縮小すること。
特に、自治事務については、原則として、国は制度の大枠を定めることに留め、地方公共団体が企画立案から管理執行に至るまで条例等により行うことができるようにすること。
- 三 長又は議長の全国的連合組織に対する情報提供制度の運用に当たっては、国と地方の意見交換が実質的に担保できるようにするため、事前の適切な時期に、関連する資料を添えてその施策の内容を通知することを徹底すること。
- 四 地方議会の機能の充実強化を図るため、議決事件の拡大、調査権・監視権の強化、議会の内部組織権の拡充、議会の独立性の確保のため必要な議長権限の付与等について、引き続き検討を行うこと。
- 五 行政委員会制度については、地方の自主性・自律性を拡大するため、必置規定の見直し、組織・運営の弾力化等について、地方公共団体の実態を十分に踏まえ、引き続

き検討を行うこと。

六 住民投票制度については、対象とすべき事項、長や議会の権限との関係、投票結果の拘束力の在り方等について、引き続き検討を行うこと。

右決議する。